

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

令和3年度の地方消費税（社会保障財源化分）の予定収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 114,937 千円

【歳出】地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,496,225 千円

（単位：千円）

区 分	令和3年度 予算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
民生費	社会福祉費	898,926	103,910	795,016	246,446	179,472	104,978	264,120	20,289
	老人福祉費	811,840	64,894	746,946	14,573	63,323	12,328	656,722	50,448
	児童福祉費	1,559,949	1,932	1,558,017	768,990	332,154	14,715	442,158	33,966
衛生費	保健衛生費	490,261	207,053	283,208	105,700	3,379	40,904	133,225	10,234
合 計		3,760,976	377,789	3,383,187	1,135,709	578,328	172,925	1,496,225	114,937

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で案分